

ストップマークについて

横須賀市PTA協議会

子どもたちに、ここが交通安全に気を付ける箇所であることを注意喚起し、安全に通行してもらうために、道路に貼る『ストップマーク』があります。これについて、今回まとめましたので、ご参考になさってください。

添付資料の通り、『設置・維持管理』はPTAになります。そのため設置や維持管理に不備があり、何か問題が発生した際には、PTAの責任になりますので、よく学校と話し合った上ご検討ください。

1. ストップマークの設置決定までの流れについて

※時期については過去の実施時期を参考にした目安



7～8月頃・・・教育委員会(教育指導課)→各小学校あて
通学路危険個所の報告依頼

8～9月頃・・・各小学校→教育委員会
危険個所の回答

12月頃・・・警察・道路管理者・教育委員会・学校(PTA)と現地にて危険個所の「通学路合同点検」を実施
→具体的な対策内容を決定

●「通学路合同点検」でストップマークの設置が決定した場合
→ストップマークの設置

2. ストップマークの設置決定後の流れ

- ①PTA→道路整備課 ストップマークの受取り(事前に日時を連絡)
- ②道路整備課→PTA ストップマーク・接着材・手順書の配布
- ③PTA・・・・・・ ストップマークの設置、写真撮影等
- ④PTA→道路整備課 台帳・設置写真・位置図等を提出

3. ストップマークの設置後について

- ・既設のストップマークに損傷がある場合は、道路整備課(tel 046-822-9954)に相談する。
- ・2と同様の流れでスペアのストップマークと交換可能。

※市販のストップマークなどを買って道路に勝手に貼るのは不可です。

※本資料は、横須賀市 建設部道路整備課、教育委員会 教育指導課に確認の上作成しました。

●添付資料 『ストップマーク設置について』(土木部道路建設係)

ストップマーク設置について

【設置主旨】

交通安全対策のひとつとして、主に子供たちに交通安全行動を習慣づけ、飛び出しを防止するため、啓発ステッカーを路面に貼付する。

【設置・管理】

新規設置、貼り替えは、当該場所の学区の小学校PTA、町内会が行う。

【設置場所】

(1) 新規設置

通学路合同点検により対策が必要と判断され、その対策がストップマークの設置とされた箇所。

警察の同意が得られていること。

(2) 貼り替え

貼り替えを行う箇所の状況写真・台帳（貼り替え希望のナンバーがわかるようにマーカー等で記しを付けてもらう。）を市に提出。

市が貼り替えが必要と判断した場合は、ストップマークの交付と工具の貸与をおこなう。

【交付手順】

「ストップマーク交付願い」（別添）の提出をうけ、ステッカーの交付と、工具の貸与をおこなう。

ストップマーク設置事業（市民協働事業）

交通安全対策の一環として車両と歩行者が輻輳する小規模な交差点等の危険箇所において、主に子供達の飛び出しを防止する観点から「ストップマーク」の設置を試験的に導入します。

設置箇所は小学校周辺やその通学路、並びに街区公園等の出入り口付近を主な対象として設置し、子供達の交通安全行動の習慣づけを向上させることを目的とします。

設置にあたっては地元のみなさんで下記基準に見合った設置箇所を選定し、市役所並びに所轄警察署と協議の上、箇所を確定することとします。

箇所が確定した後、必要枚数並びに設置に必要なプライマー（接着剤）を地元の皆さんにお渡しし、地元の皆さんで設置、並びに維持管理をして頂く事となります。

ストップマークの劣化や破損等によりその効果が著しく低下した場合は市に報告し、都度必要な補修や改修を行なっていただきます。

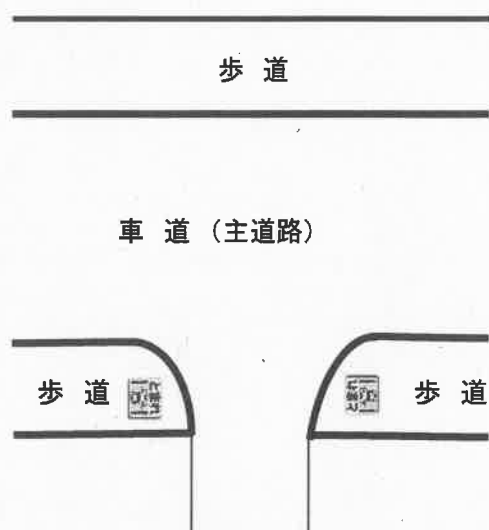
【設置基準例】～設置可能な場所について～

設置場所（原則として通学路を対象とする）

1. 信号機のない横断歩道の手前
2. 現時点で横断歩道若しくは一時停止の表示のない小交差点の手前
3. 車が通らない細街路の交差点の手前
4. 小学校、街区公園等の出入口
5. 上記の他主に子供の飛び出し防止（啓発）において効果の期待される場所



例①の場合



例②の場合

